

## 中小企業団体中央会制度の概要と使命

中小企業団体中央会は、製造業、商業、サービス業など全国の31,000の中小企業組合等を構成メンバーとし、組合等の傘下企業数では305万企業が参画しており、我が国企業の99.7%を占める中小企業432万企業の70.5%を組織している我が国最大の中小企業団体です。

中小企業団体中央会は、中小企業の振興を使命とし、「中小企業団体の組織に関する法律」及び「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された特別認可法人です。

中小企業団体中央会は、「中小企業連携組織支援のための専門機関」として、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成など、中小企業組合及びその他の中小企業連携組織並びに都道府県中小企業団体中央会の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興に必要な事業を行うことを任務としています。

具体的には、組合等の連携組織を通じて中小企業の経営の合理化、新製品・新技術の開発、情報化の推進等の支援、創業の促進、その他業界の安定と中小企業を取り巻く環境を

改善するための方策の確立に全力を傾注しています。

事業の実施に当たっては、指導員・職員が各組合等を実地に訪問・指導を行うほか、講習会、研修会、各種助成事業の実施、中小企業団体の各種大会、部会・委員会等の開催、中央会ホームページ・機関誌（紙）の発行等によって教育、指導、連絡を行うとともに、中小企業振興のため、中小企業施策実現のための建議・要請活動など幅広く活発な活動を展開しています。

特に、全国中央会は、中小企業連携組織支援の一層の推進を図るべく、都道府県中央会及び全国地区団体の中枢的指導連絡機関としての機能発揮を使命としています。

なお、我が国における中小企業者の組合組織は、明治初めの同業組合以来発達してきましたが、中央会制度も政府の商工政策の一環として古い歴史を持っています。

昭和8年に「工業組合中央会」が法制化（工業組合法）され、昭和13年には「商業組合中央会」が法制化（商業組合法）され、昭和18年には「工業組合中央会」及び「商業組合中央会」が統合して「商工組合中央会」が成立しました（商工組合法）。中央会は、戦前、戦中を通じて法制度上の組合の指導連絡団体とし